

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
<p>広報車</p>	<p>国、地方自治体、公益社団法人、公益財団法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席を有する場合には、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。 3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報業務を伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・ 国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・ 国、地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、公益社団法人、公益財団法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が広報車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（国、地方自治体が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。 ・ 車体両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。